

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 9月 1日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室内遠隔操作監視装置液晶モニター(1)において、電源ケーブル不良(映像が表示されないため他モニターのケーブルと入替えて正常表示)が認められたため、当該ケーブルを点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋サブドレンポンプ(TP-2)において、自動停止(配線用しゃ断器自動OFF)が認められたため、当該原因調査・対応検討。	GⅢ	
3	2号機	プロセス放射線モニター系非常用ガス処理系排ガス放射線モニター(電離箱型)(A)において、「下限」警報の発生/復帰が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GⅢ	
4	2号機	中央制御室内遠隔操作監視装置液晶モニター(2)において、電源ケーブル不良(映像が表示されないため他モニターのケーブルと入替えて正常表示)が認められたため、当該ケーブルを点検・修理。	GⅢ	
5	4号機	燃料プール補給水系ポンプ(A)出口流量指示計において、流量発信器不良(発信器への空気混入)による指示値のハンチングが認められたため、当該発信器を点検・修理。	GⅢ	
6	4号機	燃料プール補給水系ポンプ(B)出口流量指示計において、流量発信器不良(発信器への空気混入)による指示値のハンチングが認められたため、当該発信器を点検・修理。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系脱塩塔(A)入口導電率指示計において、指示値不良(指示値が手分析値と相違)が認められたため、当該原因調査。	対象外	H29.4.6再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外